

関西学生オリエンテーリング連盟定例戦実施規則

第1条 主催

関西学生オリエンテーリング連盟(以下、関西学連という)は、関西学生オリエンテーリング連盟定例戦(以下、定例戦という)を主催する。

第2条 共催

1. 関西学連は、幹事が承認した、団体と共同で定例戦を主催する。
2. 関西学連が発行する全ての広報において、主催者の名称が記載される場合、関西学連の名義が優先する。
3. 関西学連は共催団体と会計を同じくしない。
4. 幹事会は共催決定後の最初の総会において報告する。

第3条 後援、協力、協賛

1. 関西学連は、幹事が承認した、団体から定例戦への後援、協力、協賛を受けることができる。
2. 幹事会は後援、協力、協賛決定後の最初の総会において報告する。

第4条 同時開催

1. 関西学連は、幹事が承認した、他の団体による企画と定例戦を同時に開催することができる。
2. 幹事会は同時開催決定後の最初の総会において報告する。

第5条 日程

1. 定例戦は1年度につき2回の開催を原則とする。第一回定例戦と第二回定例戦の運営母体は大阪・神戸・奈良女子大学と、京都・京都女子・立命館大学が年度毎に異なる定例戦を担当することとする。なお、上記の大学以外で関西学連に所属する大学の加盟員はいずれかの大学群に任意で加わる。
2. 関西学連は、近畿OL連絡会において開催日程を報告する。
3. 関西学連とその加盟校は、定例戦と同じ日程で競技事業を開催してはならない。

第6条 定例戦実行委員会

加盟校、準加盟校は、定例戦実行委員会(以下、実行委員会といふ)を組織する。

第7条 主管

実行委員会は、定例戦を主管する。主管者は幹事会の承認を得る必要がある。

第8条 主管校

1. 実行委員会を組織する加盟校、準加盟校をもって主管校とする。
2. 主管校名の表記順は人事通知書に記載される運営者数の多寡による。加盟校を先として、準加盟校を後とする。

第9条 役職

1. 実行委員会に次の役職を置く。
 - i. 実行委員長 実行委員長は、実行委員会を代表する。

- ii. 会計責任者 会計責任者は、定例戦会計を総括する。
 - iii. 渉外責任者 渉外責任者は、定例戦に関するあらゆる渉外行為を総括する。
 - iv. 競技責任者 競技責任者は、定例戦の競技を総括する。
 - v. 広報責任者 広報責任者は、定例戦の広報活動を総括する。
 - vi. 運営責任者 運営責任者は、定例戦の運営事務を総括する。
2. 前項の役職において、兼任はこれを妨げない

第10条 コントローラー

- 1. コントローラーは、定例戦実施規則が遵守されていることを確認する。
- 2. コントローラーは、定例戦が適正に行われるよう、少なくとも以下の任務を遂行する。
 - i. テレインの適格性を判断すること
 - ii. 地図の正確さ、印刷の妥当性を確認すること
 - iii. コースの適格性(距離、競技時間、難易度、コントロール位置と設置状態、偶然性の排除など)を判断すること
 - iv. コントロール位置説明の適切さを確認すること・スタート、ゴールのシステムとレイアウトが適切かどうか確認すること
- v. 運営組織、人事、会計及び競技運営全般を確認すること
- 3. 定例戦開催中、コントローラーは、主管者に対して助言を与える。そのため、コントローラーは、大会会場に常駐することが望ましい。
- 4. コントローラーは、以上の他に自分の裁量で、定例戦の準備と実行に関係ある活動を確認する。

第11条 コースプランナー

コースプランナーは、IOFの『コースセッティングの原則』に従い、定例戦のコースを設定する。

第12条 人事通知書

幹事会の承認を受けようとする主管者は、幹事会へ人事通知書を提出する。

第13条 定例戦競技規則の不適用

JOAが定める競技規則で定められた事項を、当該定例戦に限定して不適用とし、変更する必要がある場合、幹事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は要項とプログラムに明記される。

第14条 要項

- 1. 主管者は、定例戦に関する必要な情報を、要項として、すべての加盟校及び準加盟校及び関西学連事務局へ送付する。
- 2. 主管者は、開催日の1ヶ月前までに要項を発表する。
- 3. 幹事会の承認を受けた主管者は、事務局への人事通知書の提出が完了してから要項を発行する。

第15条 テレイン

1. 主管者は、定例戦を開催するテレインを選定する。
2. 主管者は、テレイン決定前に選定したテレインを総会に報告する。
3. 主管者は、関西学連を通じ、近畿OL連絡会において、テレインの使用を報告する。
4. 主管者は、開催を予定するテレインが使用できなくなる事態に備え、予備のテレインを選定しなければならない。

第16条 クローズ

1. 定例戦を開催するテレインは、開催日の6週間前から、参加予定者のオリエンテーリング、トレーニング目的の立ち入りを禁止する。
2. 特別の事情があり、テレインへの立ち入りを主管者に申請する場合、主管者の判断によっては、その限りではない。

第17条 秘密保持

主管者、コントローラー及びその補佐、その他テレインやコースを知る者は、競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第18条 定例戦活動届出書

主管者は、大会開催日の7日前までに事務局へ大会 練習会 合宿届出書を提出する。

第19条 定例戦活動報告書

主管者は、定例戦またはその運営を目的としてテレインに立ち入った際に何らかの問題が発生した場合、速やかに事務局へ大会 練習会 合宿報告書を提出する。

第20条 参加者におけるトラブル

1. 参加者は、自己の安全に対して自分で責任を負う。
2. 参加者が負った怪我、障害、損害について主催者は一切責任をもたない。
3. 参加者が第三者に与えた損害について主催者は一切責任をもたない。

第21条 成績

1. 成績速報は、スタート閉鎖後順次掲示される。ゴール閉鎖後速やかにすべて掲示されることが望まれる。
2. 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。

第22条 調査依頼と提訴

1. 参加者は、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼をすることができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、ゴール閉鎖後1時間以内に行う。
2. 参加者は、調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、抗議をすることができる。抗議は主管者に対し文書で行う。主管者は、抗議に対して文書で返答する。この返答は最終的なものである。

第23条 定例戦実施報告書

1. 定例戦後3ヶ月以内に主管者は次の内容の定例戦実施報告書を作成し、関西学

連競技部に提出する。

- i. 定例戦実施報告、スタート順と公式成績
 - ii. 各種目のコース図および全コントロール図
 - iii. その他必要と思われる資料
 - iv. コントローラーの報告
 - v. 将来への提言
2. 主管者は総会において定例戦の報告をする。

第24条 参加費

1. 主管者は、参加者から参加費を徴収する。
2. 参加費額の設定は、主管者の裁量に依る。
3. 支払われた参加費はいかなる理由があっても返還しない。

第25条 予算

削除

第26条 経費

削除

第27条 会計報告

削除

第28条 渉外

1. 主管者は、定例戦開催前に、開催地所轄の警察署と消防署に、定例戦趣旨と開催日程を通知する。
2. 主管者は、オリエンテーリングの普及と地元との親善に配慮する。

第29条 捜索

1. ゴール閉鎖後、ゴールを通過していない競技者は、主管者によって捜索される。
2. 主管者は、捜索時に参加者に助力を要請できる。
3. 主管者は、ポスト撤収完了時に被捜索者を発見できない場合、速やかに警察に通報しなければならない。

第30条 救急

開催中に事故が生じた場合、主管者は速やかに救急出動を要請しなければならない。

第31条 当日の判断

1. 主管者は、当日雨天の場合、定例戦を決行する。
2. 主管者は、当日荒天、天災の場合、定例戦を中止する。
3. 主管者は、安全に定例戦を開催、継続することが不可能である、と判断される事態が生じた場合、定例戦を中断、中止する。

第32条 不成立

コース設定、ポスト設置、地図印刷に重大な過失が存在したまま、定例戦が実行された場合、該当コースに限定して不成立とする。

第33条 改正

本規則の改正には総会の承認を必要とする。

第34条 細則

本規則の施行について、必要な事柄に関する細則は別に定める。

第35条 施行

本規約は平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月25日制定

平成22年4月24日改正

平成28年11月19日改正

平成29年4月23日改正

平成30年2月11日改正

令和5年4月29日改正

令和6年3月20日改正